

| | |
|------|------------|
| 認定番号 | 01P-127-01 |
| 認定種別 | 快適職場（プラチナ） |

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

| | |
|--------------------------|--|
| 会社名 | 株式会社 森組 |
| 作業所名 | 群馬用水緊急改築有馬トンネル併設水路工事作業所 |
| 作業所所在地 | 群馬県北群馬郡吉岡町地内 |
| 工期(自)～(至) | 平成28年1月13日～平成30年6月10日 |
| 工事種類 ※下記表から ご選択下さい | トンネル工事(シールド工法) |
| 工事概要 (120字以内) | 掘削外径φ2480mmの泥土圧シールド機(中折れ装置付)により覆工延長L=1,908m、土被り7.02m～69.62m、粘土・砂礫・軟岩層を掘削する。途中、ビット交換2回行う。 |

※工事種類分類

| | |
|----|---|
| 土木 | 橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他(具体的に記入) |
| 建築 | 住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他(具体的に記入) |

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



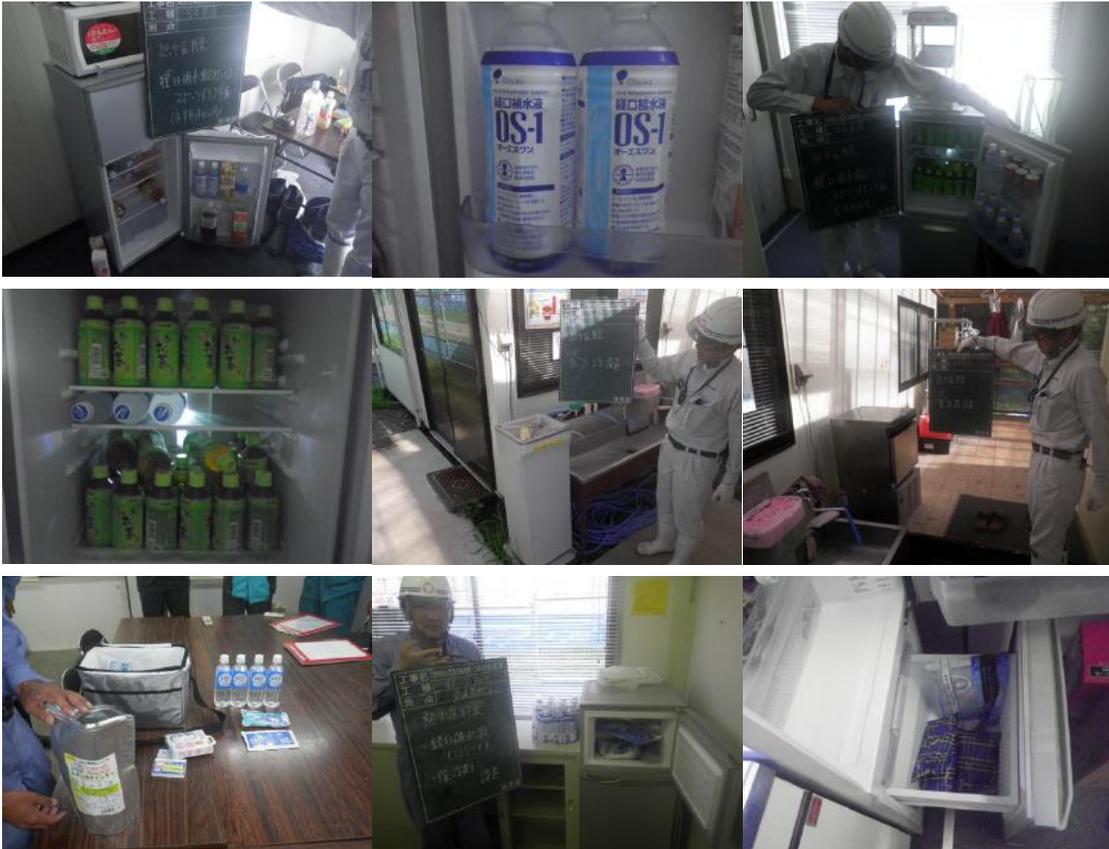
現場をハウスで覆うことにより夏は直射日光が当たらず、冬は冷風及び雪を凌げ、ハウス内はプラント設備の熱で快適温度を24時間保てた。

夏はハウス内にスポットクーラー・扇風機を設置し、作業員には空調服にて作業させた。事務所・詰所・ガードマンボックスは全てエアコンを設置。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



熱中飴……………事務所、各詰所、作業場に常備。

経口補水液(OS-1)・・事務所、各詰所

保冷剤……………事務所、各詰所

熱中症緊急キット……事務所、作業場

冷水機、製氷機……詰所横

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
- ④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



職員は希望者全員に空調服を作業所にて支給。

屋外作業のみの業者には空調服の使用を推奨。補助等はなし。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



整理整頓の実施、各資材・工具が一目で分かるように分類及び明示した。

■施策(二)



坑内通路の確保及び待避所の確保。待避所は蛍光灯の色を変え遠方から分かるようにした。

■施策(三)



熱中症指数モニターの掲示。モニターは各職長にも持たせアラームにより音で危険指数を超えた場合わかるようにした。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



工事音源を防音ハウス内に全て入れ夜間45デシベル以下に騒音を抑えた。また、全てハウス内に入れることで粉塵対策にもなった。

■施策(二)



場内走路は全て舗装することで、車両が走っても粉塵は出ませんでした。舗装するまではこまめな散水にて対応。現場外周は防塵ネット(高さ3m)で囲った。

■施策(三)



溶接作業には集塵機(ヒュームコレクター)を使用し溶接作業員以外の人もヒュームを吸い込まないようにした。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



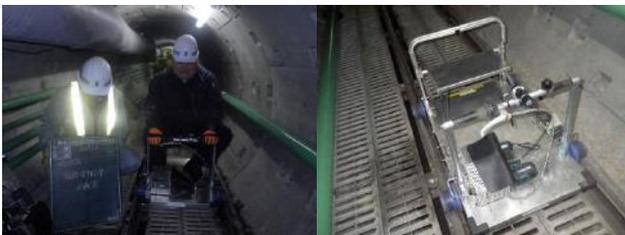
各所揚重装置設置。4.8t 吊り天井クレーン(早巻き装置付)、坑内電動ホイス、セグメント組立エレクター(微調整油圧ジャッキ装着)

■施策(二)



場内監視カメラ5台設置し、事務所・マンション・詰所から常時見られるようにした。また、掘進管理システム(ジャイロ、ジャベル)を構築しNET回線を通しどこからでも確認できるようにした。これらにより測量回数を軽減することができた。

■施策(三)



坑内最大1900mの往復となり歩くだけでもかなりの負担となるので、職員・作業員が電動車にて移動できるようにした。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



坑内照明にLEDを使用することで、従来と同じピッチで設置すると非常に明るくまた、発熱しないので坑内が高温にならず、過ごしやすい環境となった。

■施策(二)



作業所内で作業に使用する防塵マスクは全て電動ファン付を支給しました。夏でも呼吸がしやすく快適であったと好評。

■施策(三)



トルクレンチを使用する場合、倍りキレンチを支給し通常の半分の力で締められ、作業員の負担を軽減した。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



仮設ハウス内に水洗トイレを設置。大×2、小×2。大のうち1つは女性専用。大は洋式便座に温水洗浄機付。女性作業員はいませんが、見学者用。元請け事務所に女性事務員がいるため、事務所内に女性専用トイレを設置。

**【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること**

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



事務所、更衣室、会議室、各休憩所、ガードマンボックスに冷暖房設備設置。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



事務所、会議室、打合わせ室、更衣室、トイレ室、作業箇所を禁煙とした。
喫煙は喫煙所(屋外)、休憩所(屋内)1か所設けた。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場休憩所横にシャワー室を設置。冬期も使用できるように湯沸し付。

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



休憩所に畳部屋を設置、更衣室にも畳部屋を設置。

■施策(二)



朝礼場に平均台を設置。朝礼後全員で歩行し健康状態チェック。

■施策(三)



事務所、詰所とは別に打ち合わせ相談室を設置。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



手洗い場の設置。

■施策(二)



洗濯機、電子レンジ、トースター、冷蔵庫、保温器。

■施策(三)



更衣室の設置。施錠付ロッカー(更衣室内)、協力業者詰所内。

【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



湯沸かし器。

■施策(五)



AED の設置。

■施策(六)



トラック荷台昇降用タラップを現場に常設。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

社会保険は全業者加入済である。

建退共の加入は自主退職金・中退共加入業者以外全て加入している。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
- ③加入周知の方法、
について、ご記載ください



全業者加入していた。

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

下請企業に対しての要請は口頭要請のみです。

【審査項目⑰】《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日以前の場合

→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

・着工日が平成28年12月1日より後の場合

→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

| 期間 | 第2、4土曜日 +日曜日の合 計数 | 申請作業所における閉所実績 | |
|--------------|-------------------------|---------------|--|
| | | 閉所日 数 | 閉所日 |
| 平成28年 12月 | 6 | 10 | 4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日)、28(水)、29(木)、30(金)、31(土) |
| 平成29年 1月 | 7 | 9 | 1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、5(木)、8(日)、14(土)、22(日)、28(日) |
| 2月 | 6 | 7 | 4(土)、5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、25(土)、26(日) |
| 3月 | 6 | 7 | 5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、20(月)、25(土)、26(日) |
| 4月 | 7 | 8 | 2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、22(土)、23(日)、29(土)、30(日) |
| 5月 | 6 | 9 | 3~7(日)、13(土)、14(日)、21(日)、28(日) |
| 6月 | 6 | 6 | 4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日) |
| 7月 | 7 | 8 | 2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、17(月)、22(土)、23(日)、30(日) |
| 8月 | 6 | 10 | 5(土)、6(日)、10~15(火)、20(日)、27(日) |
| 9月 | 6 | 7 | 2(土)、3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、23(土)、24(日) |
| 10月 | 7 | 8 | 1(日)、7(土)、8(日)、9(月)、15(日)、21(土)、22(日)、29(日) |
| 11月 | 6 | 7 | 3(金)、4(土)、5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、26(日) |
| 12月 | 7 | 10 | 2(土)、3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)、28~31 |
| 平成30年 1月 | 6 | 9 | 1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、7(日)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日) |

【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

休日の取得

- ①付加休暇日 目標年間 20 日
- ②全社で付加休暇日年間 20 日(祭日 17 日+会社設定 3 日)を設け休日が取れやすくしている。
- ③対象期間 付加休暇日 24 日、達成度 22 日 91.7%

社 通 平成 27 年 12 月 25 日 第 2015 - 176 号
 総 務 人 事 部

2016年度 休務目について
 2016年度(2016. 4. 1~2017. 3. 31)の休務目が決定いたしましたので、お知らせいたします。

2016年度 休務目 (2016. 4. 1 ~ 2017. 3. 31)
 [2016年]

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|---|------|
| 4月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| | | | | | | | | 1, 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

5月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

6月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

8月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

11月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

12月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

2月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

3月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

注) 出勤日・休日(土・日曜)・付加休暇の日以外は、次の通りです。
 出勤日 出勤日(日曜) 付加休暇日(年間20日) 振休(振替休日)
 振休(土・日曜) 振休(振替休日)

「有給休暇を積極活用して、心身がリフレッシュしましょう！」 株式会社 森 組

社 通 平成 28 年 12 月 14 日 第 2016 - 155 号
 総 務 人 事 部

2017年度 休務目について
 2017年度(2017. 4. 1~2018. 3. 31)の休務目が決定いたしましたので、お知らせいたします。

2017年度 休務目 (2017. 4. 1 ~ 2018. 3. 31)
 [2017年]

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|---|------|
| 4月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| | | | | | | | | 1, 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

5月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

6月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

8月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

11月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

12月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

2月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

3月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

注) 出勤日・休日(土・日曜)・付加休暇の日以外は、次の通りです。
 出勤日 出勤日(日曜) 振休(振替休日) 振休(土・日曜) 振休(振替休日)

「有給休暇を積極活用して、心身がリフレッシュしましょう！」 株式会社 森 組

■施策(二)

振休取得

- ①休日出勤も含め月時間外労働時間 80 時間以下目標
- ②パソコン就業管理ソフト(Socia)において、振休残日数等が表示され、計画的な休暇取得が出来る。
- ③個人により異なるが、時間外労働時間(80 時間)外は、振休としてほぼ取得出来ている。

| 所定労働日数 | 有給休暇日数 | 有給休暇取得日数 | 半休取得回数 | 振替休日回数 | 振替休日数 | 9ヶ月前前月振休日数 | 9ヶ月前前月振休日数 | 9ヶ月前前月振休日数 | 当月振休日数 | 当月振休日数(法定) | 労働時間 | 時間外労働時間 | 平日残業時間 | 付加休日時間 | 土曜出勤全時間 | 日曜出勤全時間 | 振替休日取得時間 | 夜勤月間労働時間 | 付加休日(8時以下)時間 | 遅刻回数 | 早退回数 | 欠勤日数 | 深夜勤務回数 | 復道回数 | 特別休暇日数 |
|--------|--------|----------|--------|--------|-------|------------|------------|------------|--------|------------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|----------|----------|--------------|------|------|------|--------|------|--------|
| 20 | 19.0 | 0.0 | 38.5 | 3 | 1.0 | 1.0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 179:51 | 19:51 | 19:51 | 00:00 | 08:00 | 00:00 | 08:00 | 00:00 | 00:00 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場職員のスキルアップのため社内より指導員がたびたび来ました。作業員に対しては消防署と合同で避難救助訓練を開催した。圧気作業に関して、2ヶ月前より作業員全員を集め特別教育を計4回開催した。また、月1回安全訓練を作業員全員で開催した。新工種開始前には必ず作業員全員と職員で作業手順周知会を開催し、安全・品質・環境について行った。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



月1回パトロールの開催

■施策(二)



目安箱の設置。作業所内でのパワハラ・セクハラ相談窓口を開設。

■施策(三)



消防署より AED 指導にきて頂いた。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



各所、生花を育て工事現場のイメージを払拭し地元の人たちにも好評だった。

■施策(二)



安全祈願に地元自治会・役場と開催し、現場見学会を地元の子供たちを招待し開催しました。その他見学者数は600名を超えた。

■施策(三)



地元中学生の職場体験学習を開催した。坑内作業体験や土嚢づくり、高所作業車に乗って地元の景色を堪能した。

以上

日建連 第1回快適職場認定

※事務局記入頁

| 項目 | 配点 | 得点 |
|----|-----|----|
| ① | 必須 | ○ |
| ② | 1 | 1 |
| ③ | 1 | 1 |
| ④ | 最大3 | 3 |
| ⑤ | 最大3 | 3 |
| ⑥ | 最大3 | 3 |
| ⑦ | 最大3 | 3 |
| ⑧ | 必須 | ○ |
| ⑨ | 必須 | ○ |
| ⑩ | 必須 | ○ |

合計 X:

| |
|----|
| 14 |
|----|

| 項目 | 配点 | 得点 |
|----|-----|----|
| ⑪ | 1 | 1 |
| ⑫ | 最大3 | 3 |
| ⑬ | 最大6 | 6 |
| ⑭ | 必須 | ○ |
| ⑮ | 2 | 2 |
| ⑯ | 2 | 0 |
| ⑰ | 2 | 0 |
| ⑱ | 最大3 | 2 |
| ⑲ | 1 | 1 |
| ⑳ | 最大3 | 3 |
| ㉑ | 最大3 | 3 |

合計 Y:

| |
|----|
| 21 |
|----|

総合計:

| |
|----|
| 35 |
|----|

| 認定基準 |
|-----------------|
| 32 ≤ 快適職場(プラチナ) |
| 28 ≤ 快適職場 |

・⑯:具体的な記載がないため、加点なしとしました。
 ・⑰:平成30年1月のデータが欠けていて判断がつかないため、加点なしとしました。
 ・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。